

平成15年 5月 6日 社会資本整備審議会総会議決  
平成23年12月20日 社会資本整備審議会総会変更議決

< 議決事項 >

計画部会の設置について

社会資本整備重点計画及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に関する基本的事項について調査審議するため、下記により審議会に計画部会を設置する。

記

- 1 社会資本整備審議会令（平成12年政令第299号）第7条第1項の規定により、審議会に計画部会を置く。
- 2 計画部会は、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条の規定に基づき作成する社会資本整備重点計画の案に関し必要な事項について調査審議する。
- 3 計画部会は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）の施行に関する基本的事項を調査審議する。